

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生産者の皆様へ ～高収益作物次期作支援交付金のご案内～(令和2年6月29日現在)

## 交付金の対象となる生産者(取組実施者)

【要件①】令和2年2月から4月の間に、支援対象品目(野菜、花き、果樹、茶)について出荷実績があること、または出荷できずに廃棄した実績があること。

(※いずれも証明が必要です)

【要件②】収入保険、野菜価格安定制度、農業共済等のセーフティーネットに加入していること、または今後加入を検討していること。

(※民間の保険は対象外となります)

【要件③】当年度内に支援対象品目を作付けし、以下にある取組を実施すること。

## 事業の内容

本事業は、3つの事業に分かれています。いずれか一つ、又は、複数の事業を組み合わせることも可能です。

**事業1** : P 3 の取組を 2 つ以上実施 50,000円/10a  
なお、施設栽培のうち高集約型品目の場合は、別単価です (P 4 参照)

**事業2** : P 4 の取組を 1 つ以上実施 20,000円/10a

**事業3** : P 4 の取組を実施 2,200円/日、人

## 事業対象者の確認方法、申請書の提出期限

R2年2～4月の対象品目の出荷又は廃棄の実績が

ある

ない

出荷実績、廃棄した証明を

出せる

出せない

農業共済に加入、もしくは加入の検討を

している

していない

当年度内に支援対象品目の作付、取組が

出来る

出来ない

事業対象(取組実施者)

事業対象外

申請書提出期限  
令和2年8月21日

(提出先)  
利根町 経済課

## 取組前に準備していただきたい書類(まとめ)

- 令和2年2月から4月の間に支援対象品目（野菜、花き、果樹、茶）について、出荷したことが分かる伝票、また、出荷したが(又は出荷しようとしたが)、売れ残り等で廃棄したことが分かる理由書。
- 取組内容を実施しようとする筆一覧(自作地、利用権が既に設定されている又は、次期作の取組実施前には確実に利用権を設定する筆であること)
- 令和2年度高収益作物次期作支援交付金申請書一式

## 取組後に5年間保存していただきたい書類(まとめ)

- 取組の実施に要した経費が分かる書類（日付入り資材購入伝票等）
- 取組を行ったことが分かる作業日誌、日付入り写真、取組筆一覧、作付後写真等
- 機械をリースし、取組まれた場合は契約書及び支払伝票
- 令和2年度高収益作物次期作支援交付金実績報告書一式

## その他連絡・留意事項

### 【公募時期の考え方について】

- 利根町地域農業再生協議会として、国の第3回目の公募（令和2年8月開始予定）を想定し、取組みをされる（又はされた）生産者の方から申請を募集します。
- 令和2年6月29日現在では、令和2年2月～4月に出荷、又は、廃棄した品目（野菜、花き、果樹、茶）が対象となります。なお、5月以降出荷実績のある生産者の方につきまして、国の第3回目の公募以降に見直しが見られる予定ですが、品目を含め、見直しの有無は確定事項ではありません。

### 【取組の時期等について】

- 国による当該交付金の制定が、令和2年4月30日であるため、それ以降に実施された次期作に向けた取組であれば対象となります。(事業3厳選出荷は同年2月から対象)ただし、取組後、次期作の作付を令和3年3月31日までに完了をすることが。
- 取組を行う農地が自作地でない場合は、利用権設定を行う必要が御座います。なお、取組を行った時点で利用権設定をされていない場合は、交付対象となりませんので、ご注意ください。

### 【その他】

- 事業1～3の取組実施については取組計画書、実績報告書にかかる書類を5年間保存して頂く必要があり、提出を求めることがあります。なお、書類が揃っていないと交付金を全額、又は、一部返還を求められる場合があります。
- この交付金は、税務申告上、農業収入の雑所得に該当します。

※今後、国の動向により要件追加等の可能性があります。また、申請後、国による審査がありますので全てが承認されるものではないことをご了承ください。

# ～次期作作付に向けた取組み例～

## 事業1：高収益作物次期作支援（要綱第4の2の(1)関係）

圃場ごとに、以下の各取組類型から**2つ以上の取組項目を実施**した生産者に対し交付金を交付します。

【交付単価】10アールあたり**50,000円**

【交付面積】以下から2つ以上の取組項目を実施した面積(下の算定イメージ参照)

| 取組類型                        | 取組項目  |
|-----------------------------|---|
| ア 生産・流通コストの制限に資する取組         | ①機械化体系の導入<br>②集出荷経費の削減に資する資材の導入                     |
| イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組 | ③品目・品種等の導入<br>④肥料・農薬等の導入<br>⑤かん水設備等の導入              |
| ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組      | ⑥土壌改良・排水対策の実施<br>⑦被害防止技術の導入                         |
| エ 作業環境の改善に資する取組             | ⑧ 労働安全確認事項の実施<br>農業機械へ安全装置の追加導入、<br>ほ場環境改善・軽労化対策の導入 |
| オ 事業継続計画の策定の取組              |   |

【取組みの実施例】(別紙取組例もご参照下さい)

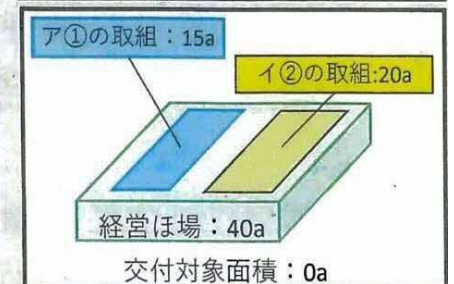
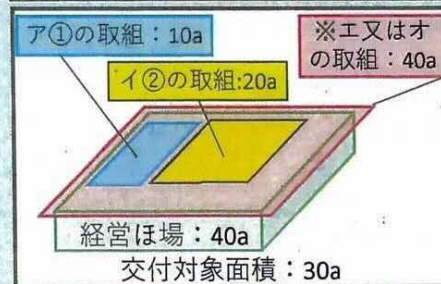
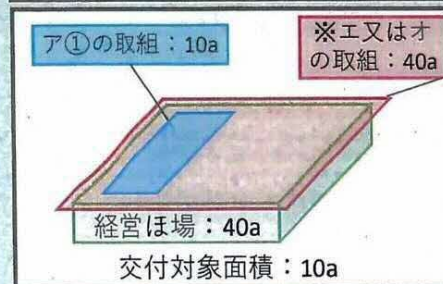
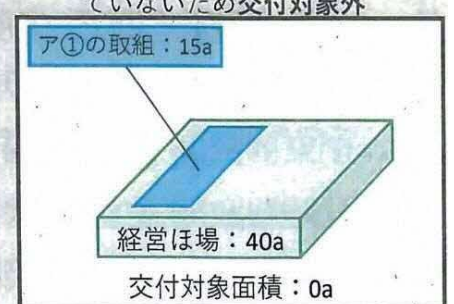
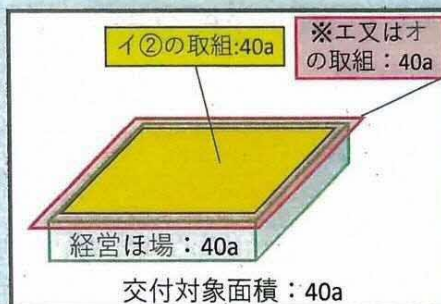
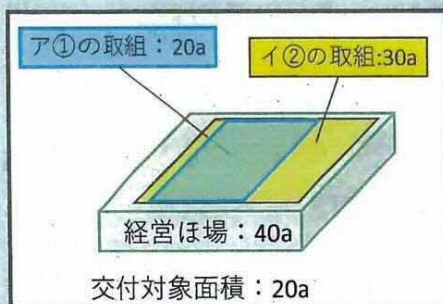
(イの④+ウの⑥)⇒産地等で推奨する肥料・農薬・資材の利用+堆肥の投入による土壌改良

※取組み内容は、ア～オの中から自由に選択可能です。詳細につきましては別紙「高収益作物次期作支援交付金の取組例」をご覧ください。

### 交付対象面積の算定イメージ

対象となる取組例 ※エ又はオの取組において、経営全体をカバーした場合

ほ場に対し、2つ以上の取組が行われていないため交付対象外



## 事業1：高収益作物次期作支援（要綱第4の2の(1)ただし書き関係）

高集約型経営である施設園芸について、交付単価を新たに設定

| 対象品目（高集約型品目）：<br>新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少した品目 | 交付単価     |
|--|----------|
| 施設栽培の花き、大葉及びわさび                            | 80万円/10a |
| 施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどう                        | 25万円/10a |

品目が限定  
されています

【対象施設】 加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設

（いわゆる雨よけハウスは除きます。）

※1：都道府県から国への協議により、都道府県単位で対象品目・対象装置が追加される場合があります。

※2：中山間地域等の1割加算はありません。

※3：交付単価80万円/10aは、実施要領別紙1-1の別表1のイの③に取り組むこと。

※取組内容については、前ページの取組類型のア～ウを参照ください。

また、施設栽培の花きにつきましては、イの③「品目・品種の導入」の選択が必須条件となります。

## 事業2：高収益作物次期作支援（要綱第4の2の(2)関係）

以下にあるア～ウの各取組類型から、**1つ以上の取組項目を実施**した生産者に対し、交付金を交付します。

【交付単価】取組類型ごとに10アールあたり**20,000円**

【交付面積】取組項目を実施した面積

**ア** 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備

①新規契約の締結、②追加契約の締結、③需要開拓による販路の変更

**イ** 新品種・新技術導入等に向けた取組

※現時点では未定です！

都道府県知事が定める①新品種の導入、②新技術の導入

**ウ** 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等への取組

①残留農薬基準等への対応、②有機農業の認証取得に向けた取組、

③GAP認証に向けた取組、④MPS(花き生産総合認証)に向けた取組

## 事業3：高収益作物次期作支援（要綱第4の2の(3)関係）

厳選出荷に取り組む生産者への支援

品目が限定されています

産地の取り決めで花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援

定額支援：1人・1日あたり**2,200円**（令和2年2月からの取組）

（お問い合わせ・申請書提出先）

〒300-1696

利根町大字布川841番地1

利根町経済課農業振興係

TEL: 0297-68-2211

Fax: 0297-68-7989

◎ 事業内容・申請書類につきましては、町HPで詳しく掲載しております。（アドレス）

また、申請書類は役場4階の経済課窓口でもお配りしておりますので、お気軽にご相談下さい。